

地方分権改革推進委員会による第2次勧告（抜粋）

「第2次勧告～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（平成20年1月28日 地方分権改革推進委員会）においてメルクマール非該当（分権改革推進委員会において義務付け・枠付けの見直しを行う必要がある）と判断された公営企業関係条項は以下のとおり。

◆地方公営企業法第32条第5項・第6項

（剰余金）

第三十二条（略）

2～4（略）

5 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

6 前項の資本剰余金は、政令で定める場合を除くほか、処分することができない。

＜地方公営企業法施行令＞

（資本剰余金の取崩し）

第二十四条の二 資本剰余金に整理すべき資金をもつて取得した資産で総務省令で定めるものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

（欠損の処理）

第二十四条の三 法第三十二条の二の規定により前事業年度から繰り越した利益をもつて欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもつてうめるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもつて欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、第二十四条第四項に規定する積立金をもつてうめ、なお欠損金に残額があるときは、議会の議決を経て、資本剰余金（前条の規定により取り崩すことができる部分を除く。）をもつてうめることができる。

◆地方公営企業法第37条

（職階制）

第三十七条 企業職員については、職階制を実施することができる。

2 前項の職階制においては、企業職員の職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて分類整理しなければならない。

◆地方公営企業法第39条の2第5項

（組織に関する特例）

第三十九条の二（略）

2～4（略）

5 企業団の監査委員の定数は、企業団の規約で定めるところにより二人又は一人とする。

6～9（略）

